

複数就業者への労災保険給付の在り方に関する論点（案）

＜給付額＞

- 複数就業者の全就業先の賃金合算分を基に労災保険給付が行われないことについて、どう考えるか。

- 複数就業者の全就業先の賃金合算分を基に労災保険給付を行う場合、労働基準法の災害補償責任について、どう考えるか。

＜労災認定＞

- 複数就業者の全就業先の業務上の負荷を合わせて評価して初めて業務起因性が認められる場合、労災保険給付が行われないことについて、どう考えるか。

- 複数就業者の全就業先の業務上の負荷を合わせて業務起因性の判断を行い、労災保険給付を行う場合、労働基準法の災害補償責任について、どう考えるか。